

News Letter

ニュースレター



2025 年 2 月 19 日



「採用活動における行動規範」の制定および 「就活ハラスメント相談窓口」の設置について

名古屋銀行（頭取 藤原 一朗）は、「採用活動における行動規範」を制定し、「就活ハラスメント相談窓口」を設置いたしましたのでお知らせします。

当行は今後も、学生の皆さまに安心して就職活動を行っていただけるよう、各種ハラスメントの防止に努めてまいります。

記

1. 目的

名古屋銀行は、学生の皆さまに安心して就職活動を行っていただけるよう、採用活動における行動規範を制定し、皆さまに対して役職員がパワーバランス上優位にある立場を利用して、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントを引き起こすことのないよう、役職員に対して周知徹底することといたしました。

2. 「採用活動における行動規範」の内容

別紙をご参照ください。

3. 就活ハラスメント相談窓口

<行内窓口>

内部統制部 法務・コンプライアンスグループ

電子メール：recruit_harassment@ex.meigin.co.jp

<行外窓口>

池田総合法律事務所 小澤弁護士・石田弁護士

電話：0120-77-6290

受付時間：平日 9:00～17:30

電子メール：meigin_recruit_harassment@ikeda-lawoffice.com

以 上

(別紙)

採用活動における行動規範

名古屋銀行は、学生の皆さまに安心して就職活動を行っていただけるよう、採用活動における行動規範を制定し、皆さまに対して役職員がパワー・ハラスメント上優位にある立場を利用して、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントを引き起こすことのないよう、役職員に対して周知徹底することといたしました。

1. 役職員への周知徹底

採用活動に携わる役職員、リクルーター、OB・OG 訪問を受ける可能性のある従業員を対象にセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントを引き起こすことのないよう周知徹底いたします。

2. リクルーター面談及び OB・OG 訪問のルール

(1) 面談方法

次のいずれかの面談方法を義務付けています。

- ① 対面での面談
- ② Web 面談
- ③ 社用携帯電話

(2) 場所

(1) のいずれの方法においても当行施設内（営業店または本部）で実施します。

(3) 時間

(1) のいずれの方法においても労働時間内で実施します。

(4) OB・OG 訪問のルール

従業員が学生の皆さまより OB・OG 訪問の申込を受ける際は、予め当行に報告の上、面談場所・時間等を取り決めます。

3. 就活ハラスメント相談窓口

当行の採用活動におけるハラスメントに関する相談・苦情・質問は、次の窓口で受付けます。

(1) 行内窓口 内部統制部 法務・コンプライアンスグループ

電子メール：recruit_harassment@ex.meigin.co.jp

(2) 行外窓口 池田総合法律事務所 小澤弁護士・石田弁護士

電話：0120-77-6290

受付時間：平日 9:00～17:30

電子メール：meigin_recruit_harassment@ikeda-lawoffice.com

以 上